

第七回国会
衆議院

通商産業委員會議錄第二十六号

(五二七)

昭和二十五年三月三十日(木曜日)

午前十一時四十分開議

出席委員

委員長代理理事 小金 義昭君
理事 渡谷雄太郎君 理事 永井 要造君
理事 村上 勇君 理事 山手 満男君
阿左美廣治君 岩川 興助君
關内 正一君 高木吉之助君
田中伊三次君 多武良哲三君
中村 幸八君 福田 篤泰君
前田 正男君 坂本 泰良君
伊藤 憲一君 田代 文久君
河野 金昇君

出席政府委員

通商産業 宮崎 靖君
政務次官 岡部 邦生君
(通商振興局長)
委員外の出席者
専門員 谷崎 明君
専門員 大石 主計君
専門員 越田 清七君

三月二十七日

病院用電力基準創当量増加に関する
請願(堀川恭平君紹介)(第一八七
二号)

電気事業分断反対に関する請願(志
賀義雄君外五名紹介)(第一八八
一号)

電気料金値下げ並びに同地域差撤廃
の請願(木村榮君外一名紹介)(第
一八八二号)

同外三件(木村榮君紹介)(第一九
五四号)
電気自動車充電電力確保等に関する

る請願(川野芳満君外一名紹介)(第
一八九七号)

医療用薬性アルコール配給に関する
請願(降旗徳弥君紹介)(第一九三
八号)

同(降旗徳弥君外一名紹介)(第一
九八五号)

九州地方の電力問題に関する請願
(高橋權六君紹介)(第一九四六号)

同外二件(村上勇君紹介)(第一九
五五号)

東北地方の電気事業確立に関する請
願(安部俊吾君外二名紹介)(第一九
八七号)

の審査を本委員会に付託された。
同月二十九日

現行電気料金制度改訂に関する陳情
書(静岡市長増田茂)(第六四三三
号)

九州地区地域差電力料金制度改善に
関する陳情書(東京都千代田区有楽
町一丁目三番地九州経営者団体連盟
会長山脇正次外十名)(第六四四号)

電力事業分断反対の陳情書(米子市
議会議長土谷榮一)(第六四五号)

電気料金値上並びに分断反対等の陳
情書(鹿児島県川内市岡田町堀田通
り佐多直衛)(第六四七号)

商工會議所法制定促進の陳情書外十
一件(山形市旅籠町千四十六番地山
形商工會議所会頭矢野善助外十二
名)(第六五〇号)

電気事業分断中止の陳情書(姫路市
議會議長尾上宇市)(第六六三三
号)

九名)(第六七二号)
電気料金の値上反対の陳情書(大阪
府池田市議會議長岩崎隆五郎)(第
六七六号)

電気事業の市営復元に関する陳情書
(酒田市長本間重三外一名)(第六七
九号)

電気事業分断反対の陳情書外一件
(長崎県知事杉山宗次郎外一名)(第
六八一号)

商工會議所法制定促進の陳情書(高
崎市九蔵町六番地高崎商工會議所会
頭小柏朝光)(第六八九号)

特別救済復興臨時措置法成立促進に
関する陳情書(福岡県直方市長行実
重十郎外二十九万四千五百八十一
名)(第六九二号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件
輸出信用保険法案(内閣提出第九一
号)

○小金委員長代理 これより通商産業
委員會を開会いたします。

本日は私が委員長職務を行いま
す。

輸出信用保険法案を議題といたしまし
て、この前質問は終つておりますが、
補充的に質問を簡單にお許しいたしま
す。風早八十二君。

○風早委員 皆さんのお許しを得まし
て、補充質問を二つほどさせていただきます
かと思ひます。

この輸出信用保険法案の法文に現わ

れました大體の問題は、すでに質疑は
終つておるのでありますが、その中で
一つだけ特に政府の意向をたしたい
点があるのではありません。それは補償事
項の中で、契約当事者の責に帰せざる
條項の中で、たとえは革命とか動乱と
か、そういうたような非常事態が生じ
て、その結果生じた損害に対して補償
する、というような点があるわけであ
ります。これは具体的にどういふ場合が
予想されておるかということを十分に
考へておかなければ、非常な思ひや
結果を生じはしないかと考へるのであ
ります。この点について質問したいと
思ひます。

まず案例をあげてみますと、最近に
おきまして、台湾にいろいろ内部の
動搖や問題があるわけでありまして。こ
ういふ際に、特にその内部のいろいろ
な動搖を知りながら、なおかつこれに
対していろいろ相當重要な物資を向
うに輸出しておるというやうな事実が
あるように考へるのであります。この
点について政府はどういふ措置をとつ
ておられるか、まずそこから伺いた
い。

○宮崎政府委員 御質問の要點は、台
湾との取引をどうしておるかというこ
とであらうと思ひますが、これは御承
知の通り、ただいまバーター方式でや
つておるわけでありまして、要許可品
目につきましては、輸入につきまして
は予算のわくがありまして、それで順
次申込順に、その他の方法によりまし
て審査して許可をする、かやうな形

で、それ以上一方面的な資金決済の方法
ではただいま取引は行われておらない
やうな状態でありまして。

○風早委員 台湾にそういうたやうな
状況があるというこゝと、私は問題を
特に輸出信用保険の問題に限つてこれ
に関連して出しておるのでありますし
て、今回政府の再保険によつて、結局
それらの事故によつて生じた損害の補
償が、ある程度一部できるといふ趣旨
の法案でありまして、そういうた補償
自身はもとよりけつてござりまする
が、補償せられて輸出せられる。その
輸出によりまして生ずる、あるいは生
じ得べき事態を具体的に考へておるの
であります。この台湾に、たとえば
有刺鉄線——これは鉄條網であると思
ひますが、鉄條網のやうなものを多量
に送つておるというやうな事態は、結
局この法案によりまして、それによつ
て生ずる損害に対して保険がされる
ということになる。これは結局この保
険というものが窮極において國民の税金
負担であるといふことを、もう一度こ
の際考へておく必要がある。そういう
國民の税金負担によつて、この台湾に
対する有刺鉄線の多量な輸出を危険を
侵してやつて行く。そういうことは一
体どういふ結果になるであらうか。こ
れは今日台湾の置かれております實際
の位置、また特に具体的には、台湾と
中共政権との関連、その他の民主主義
諸国との関連、こゝういふものを考慮し
た場合におきまして、特にこの際台湾
の一部の勢力に対して有刺鉄線のやう

なものを多量に送つて行くというよう
なことは、結局戦争に巻き込まれると
言うよりも、むしろそういう戦争挑発
を奨励するような役割を持つものじやな
いか、われ／＼はその点を考えるので
ありますが、政府はどういうように考
えておられますか。ただ形式的にこの
法案を解釈して、そういう場合に生じ
た事故をただ補償しさえすればよろし
いというのでは、非常に重大な結果を
生ずるおそれがあると思ふのでありま
すが、政府の所見はどうか伺いたい。
○宮内府委員 風早委員のお尋ねの
うちに、非常にむづかしい事項もた
くさんあるわけでありますが、一応申し
述べますと、第三條の第四号に掲げて
あります事項というのは、前にも御
説明申し上げましたように、仕向国の
ストライキ、ボイコット等が大体考え
られたわけでありまして、為替相場の変
動に伴うというのを含んでおらない、
こういうようなことも申し上げてある
わけでありまして、この中に、御指摘
のような事実が四号として考えられる
かどうかということについては、これ
は風早さんの方がよく御存じのことだ
らうと思ひます。
その次には、国民の税金から云々の
お言葉がありました。法案を通じて
ごらんの上、この特別会計は独立採
算制でありまして、保険金給付のため
に一応基金の操作はありますけれども、
結論におきましては、基金をお出
し願う財政的措置以外に、国民の血税
によつて負担を願うというところは想定
してつくつておらないところの予算で
あります。たま御指摘の有刺鉄線が台
湾に多量にやつておるといふように言
われますが、これは前回の委員会にお

いて、松尾通商局長から品目につい
て申し上げましたように、スチール、
ワイヤーという名目が出ておる。その
中に有刺鉄線があるかどうかというこ
とは、現在のところわかつておりませ
ん。また台湾の一部のものという御指
摘であります。これは現在中国とい
うものを対象としたエスクリュー・パー
ター・システム決済協定というのもの
あるわけでありまして、これも正常な
貿易条件によつてなされることにつ
いては、とかく干渉もできないし、ま
た誘導するということも、現在政府で
はいたしておらないのであります。そ
の点御了承をいただきたいのでありま
す。
○風早委員 有刺鉄線の送付というこ
とは、これは一例であります。この
一例も、その事実がはつきりしないと思
言われるのは逃げ口上ではないかと思
う。これは今までの日経その他の新聞
にも出ておつたことでありまして、ま
さかたためを書いておるわけではな
からうと思ふ。有刺鉄線というのはそ
の一例でありまして、結局目標は、台
湾における国民党勢力の残存に對する
軍備物資を送つていくというところ
に問題がある。そういう点でそれが結
局どういふ役割をするかということ
は、この際政府としての十分に考へて
おかなければならぬ責任があると思
う。ただ日光輸出ができる、相手が買
つてくれる、それだけでは今日の貿易
はもはや相済まされないう状態ではな
かと思ふのです。こういう戦争準備に
なるような一結局内乱といふことも
もやがて認められようという段階にあ

るときに、日本がわざ／＼その中を割
つて入るような、その輸出の補償をや
るといふようなことは、はなはだ問題
ではないかと考えるのであります。わ
れわれは今の政府の非常にあまいな
御答弁では一向納得が行かないのであ
りますが、この点は一応政府が暗黙に
われ／＼の疑義をやはり否定してはお
られないといふことをわれ／＼は判断し
得るので、この程度にしておきたいと
思ひます。それからもう一つの問題
は、これもやはり新聞紙上で散見する
ところでありまして、たとえば日本経
済の三月二十九日でありまして、プラン
トの輸出といふことが出ております。
その点について見返り資金の活用によ
つて、この場合のいろ／＼な危険を補
償して行きたい。こういうことが出て
おるわけでありまして、現在政府はそ
ういふ点について、どういふ方針を持
つておられるのか。また将来実際にこれ
を実行しようとする意図を持つておら
れるのか、そういう点についてお尋ね
したい。
○宮内府委員 プラント輸出につき
ましては、昭和二十五年年度の通商産業
重要施策の一つとしてこういうことを
やりたいといふことでは書かれておつた
ことは事実であります。日経の記事に
ついては私は肯定も否定もいたしませ
んが、そういう計画をもつて発表いた
したことは事実でありますけれども、
まだ日本の経済力から申しまして、い
わゆるプラント輸出といふものは、は
た多大の疑問を持つております。また
個人といたしましては、この重要施策
を審議いたします省議におきまして
も、発言を求めまして、この点時期尚

早であるというより意見を申し述べ
たことは、はつきり覚えております。
従ひまして現在プラント輸出につきま
して具体的な考え方としては、通産省
としては持つておらないような状況で
ございまして。
○風早委員 今のお答えはプラントの
輸出といふものが可能であるかどうか
という技術的な面からお答えになつて
おるのであります。またそれがはた
して可能であるかどうかということに
ついては政府は確信が持てない。もし
これができるといふことになれば、東
南アジアに対してプラント輸出をやる
おつもりであるかどうか、その点を重
ねてお尋ねします。
○宮内府委員 もしさいわいにいた
しまして、日本同が平和的、文化的国
家として再建ができた場合におい
て、その経済力に余裕があらうとな
らばお話のような東南アジアとか、そ
ういふ地域を限定せずに、必要な地区
にやるということの措置が、当然にな
つて来るのではなからうかと考えてお
ります。
○風早委員 今宮内府委員も東南ア
ジアとか、どこだとかを問はずと言
われますが、今これが具体的に實際問
題となつておられますのは、東南アジ
アです。東南アジアも、しかもこれが特
に総司令部のウェスト氏あたりから、
この問題が出されておるといふこと
も、これも具体的な事実として、また
具体的な問題として考慮しなければな
らぬ。われ／＼の場合においても台
湾の動乱に対してそれを知りながら、
なおかつその一方の勢力に特別な軍事
的施設の拡充に援助を與えるような、
そういう重大な影響を持つておるとい

うことを指摘したのであります。同
じような問題がやはり東南アジアに對
する工場施設の輸出ということにつ
いては起り得ると思ひます。今まで見返
り資金といふものはその用途につきま
して、また實際運営権の所在につきま
して、たゞ問題を起こしておるわけ
であります。また今度はい／＼この資
金の運用をして、そして日本がこれ
らの東南アジアの地域の一部の勢力の
軍事的な擴張のために日本が役立つと
いうこの目標が、非常にここではつき
り出しておるのではないかと。そういうこ
とを具体的に予想して、宮内府委員
は当然に御回答があつてしかるべきだ
と思ふのです。それは東南アジアでも
どこでも、日本が平和国家になつた場
合には、当然お互い対等平等な資格
で、有無相通するといふことは、これ
はもとより言うまでもありませんが、
現在の具体的な段階におきまして、こ
の輸出信用保険法案といふものが、さ
まざまに適用せられる。というよりも、
むしろそういう意図が最初からあつ
てこういう法案といふものがつくられ
る。それが認められる、こういうふう
なことになると思へば、これは日本の
将来にとつても、また世界の平和を急
願する立場からいつても、きわめてこ
れは重大な問題であると思ふのであ
ります。そういう点では政府は一向に
この問題を具体的に考へようとしてお
られないのか、あるいは考へておるけ
れども、それは一般的な問題の中に解
消して、一時を糊塗してしまふ、そう
いふふうな考へておられるのか、ど
ちかではないかと考へるのでありま
す。その点はどうか。
○宮内府委員 なごやかなこの委員

会の審議の中で申し上げるのもどうか
と思ひますが、政府といたしまして、
輸出信用保険法案を提案いたしましたし
て、御審議をいたしてあります。ま
は、風早さんの御指摘になりましたよ
うな、いわゆるこの制度を適用して行
くのではないかと、いろいろな意図では
なく、一般的貿易振興のため、特に
輸出貿易の金融の振興のため、さわか
に考えた法案であることをひとつ御承
承いたしたものであります。特に東
南アジアの地区につきま問題につ
いては、これは風早さんの方がよく御承
知だと思ひますが、日本の貿易はた
いまおほむね協定貿易であります。日
英協定によりますスターリング地域、
そのほかの、最近ばかりはキヤンタ
ルマも、タイも、それ／＼占領下にお
ける日本に代位いたしました、司令部
がその協定貿易を結んでおりますが、
その中にプラント輸出の項目はないの
であります。通産省としては、も
し皆さんの想像するような事態が起き
ておつたならば、そのことについての
構想や考えを申し上げますことは、国
会であります以上は、はかりませんが、
ただいま協定貿易の中にそのようなこ
とは現れておらないので、将来は考
えるかもしれないが、今のところはな
い、かようにいつきり申し上げたわけ
であります。

○風早委員 すべて法案といつたよう
なもの、それはどつちにもころぶ
わけでありまして、今はそう考へてお
らないと言つても、実際にこれを運営
するものが、そういう方向へ使つて行
けば、そうなる。われ／＼は今までの
吉田内閣の諸施策に一貫したものがあ
ると思ひます。その点を非常に危険
に感ずるわけでありまして、同様この
輸出信用保険法案もまた、日本がそれ
らの国々の一部に対してその軍備を持
に拡張させる下請機関になつておる、
しかもその場合において、結局は戦争
の挑発という方向へ實際事態を導いて
行く、それに日本がまた一役買ひ、こ
ういふ点があり／＼と予想されるので
はないかと考へるのであります。こ
ういふ点から私は今の御答弁には、全
然満足はできないわけでありまして、
最後にもう一点だけお尋ねいたしま
す。今度は円クレジットの問題であ
ります。円クレジットが今具体的に日程
に上つて来ておるようでありまして、
東南アジアに対して日本が円建て貿易
をする場合におきまして、日本の方か
らクレジットを提供する、そして今
のプラントにしても何にしてもであり
ますが、特定の重要物資を向うへ送り
つづけるといつたような問題が出てお
るようによつて考へるものであります。こ
ういふ点の事実関係、どういふふうな見通
しになつておるか、これは一応まず政
府の説明を承りたい。

○官報政府委員 この問題は、りくつ
で申すのではありますませんが、私の省か
らお答えすべきはほんとうの筋の問題じ
やないと思ひますが、ちようど幸い昨
日参議院の本院議におきまして、共産
党の板野議員から、ただいま見返り資
金の運用の修正、及びこの円クレジット
の問題についての緊急質問がありま
した。私も大臣にかつて出席いたし
ておりましたが、そのとき経済安定本
部総務長官がかわりましてお答えをし
ておりました。その中に、承つており
ますと、御指摘の東南アジア地区に円
の信用を供與する、こゝういふようなこ
とについては考へてゐる。――あるい
は速記録をそのまゝ讀まなければ、青
木さんのお答えそのものにならぬと思
ひますが、これは御参照願へばつづ
うであります。今、日韓貿易協定を
期限切れになるのでやつておる。その
間において円クレジットの設定といふこと
を考へておる。そゝういふことは聞いて
おるが、その他のことは聞かないとい
うような趣旨の御答弁でありました。こ
で、これは恐縮であります。参議院
の御答弁を参照していただきたい。現
在のところ、通産省におきましては、
それについての具体的な問題のお話合
ひを受けておりません。しかながら
り、青木長官の答へられました日韓の
円クレジット設定につきましても、日本は
厳然たる三百六十対一、朝鮮の円は
私の知つてゐる範囲では四百五十対一
ドル、しかもそのやみドルは数千円
してゐるといふことでもありまして、実
施面に移せるかどうか、通産省の考
方をお述べ、さういふ疑問に思つて
ゐるわけでありまして。

○風早委員 この円クレジットの問題
は、円建てを幾らにするかといふ問題と
して私は出してゐるわけじやない。こ
れはどつちでもやはり通商の問題とし
て、つまり今アメリカが世界諸国に対
してやつてゐるその同じ式を、日本が
またそのアメリカの独占資本の下請機
関として同じようなことを東南アジア
に向つてやる。阿々相まつてそれ／＼
東南アジアに対するプラントの輸出、
これを特に補償して行くといふこの
問題が見返り資金によつてなされる
といふことが出ておるわけでありま
す。これと同じような本質を持つた問
題として出してゐるわけでありまして。
今あまり通産当局としてお答えがない
やうでありますから、これはその問題
がみな同性質、しかもこれが一貫して
吉田内閣の経済また対外貿易政策に流
れておるという点だけを指摘して、質
問はこれで打ち切りたいと思ひます。

○小金委員長代理 これにて保留質問
を打ち切ります。

引続き本法案を議題として討論に付
します。討論は通告によりましてこれ
を許します。中村幸八君。

○中村(幸)委員 ただいま提案せられ
ております輸出信用保険法案に対し
まして、私は自由党を代表いたしまし
て、将来におけるかなり思い切つた修
正を期待いたしまして、本案に賛成の
意を表するものであります。

本来、輸出業者に対しましてこの程
度の安全感付與は、国家としては当然
過ぎるほど当然の措置でありまして、
われ／＼が今日置かれておる国家の現
実を思ふがゆゑに、あえて忍び難きを
忍び、不十分ながらも納得せざるをえ
ないものであります。

顧みしますに、今日までわれ／＼は、
関係国の商業道徳のいかにかなりま
せす、また関係筋よりの示唆をもた
ずして、自発的に対外関係調整に意を
注ぎ、あわせて対内的には社会道徳、
ひいては経済道徳に反省と啓蒙を加
えて参つたのであります。輸出品取
締法の厳格なる実施を強行し、ヘーグ
條約の忠実なる履行を果すために、不
正競争防止法の一部を改正するなど、
信を世界に問うて今日に至つたのであ
ります。しかも列国はもとより、独占禁
止法の最も強固と言われはるアメリカ
においてすら、輸出組合法、換言いた

しますならば、広汎な貿易保護法の
制定せられてゐる今日、わが国業者の
みがひとり何らの国家補償もなく、ま
た自主的な同業者結成による自己防衛
の道もなく、きびしい国際商業の争覇
に臨まなければならぬのであります。
さらにその貿易業者――何らの保
護も、同業的な結合をも許されておら
ない貿易業者の下積みになつて、黙々
として働いてゐる全国のおびただしさ
中小企業者の姿を思ひますときに、
われ／＼はうたた敗戦のきびしさを身
にしみて感ずるのであります。個
人の道義と同様に、正を踏んで行きま
するならば、いづれの日にか関係大國
にも、わが國の意のあるところが理解
せられるであらうことを信じて疑わな
いのであります。本法律案は、相手國の
貿易業者に対する手厚い庇護に比較
いたしますならば、かわい子には旅を
させるとも言ひたい休みのものであり
まして、英國等におけるこの種信用保
險の損害填補の範圍並びに種類には遠く
及ばないものがあることを認めないわ
けには行かないのであります。しかし
ここに考えなければならぬことは、
こゝうして在再日をむなしに送るにおき
ましては、これが適用を受けんとする
国内多数の業者の困惑は、はかり知れ
ないものがあるのであります。かく
ては事の大局よりいたしまして、國家
的不利益を招来するのみで、その間
何ら得るところがないのであります。
願わくば、政府関係者はもとより、本
法律案の意圖する大目的の貫徹のため
に、はたまた輸出業者の企業安全感確
保のためにも、國民一般もまた不断に
本法律案の実施の前途に對しまして、
あたたかい好意ある支援を惜しまざる

は為替相場の切下げというものに基く損失の危険については、何ら明記しておられない。これは今日各国が不況にあえいで非常に激甚な競争をやつておるといふ現状から見ても、はなはだ不備であると言わなければならぬと思ふ。

反対理由の第二として、この法案は明らかに国内生産業者を犠牲にして保険会社、ことに外国の保険会社に対する保護に傾いておるといふ点であります。これは第二條を見てもわかりますが、特に外国保険会社というものが、たとい日本に店舗を持つておらぬでも、ここに適用せられる契約の当事者たり得ることになつておるのであります。個別の保険契約当事者というものは、輸出業者と保険会社とをいふすけれども、この保険会社というのは、實際問題として問題になるのは、外国保険会社の場合であると考へる。そうした場合にこの業者がどういふことに對して太刀打ちができない。もしも保険会社と業者との間に問題が起つた場合には、全然太刀打ちができないという力関係の事情をわれわれは實際に考慮しておかなければならぬと思ふ。この法案は保険事故というものを極度に限定してある。また輸出業者に對して、保険会社の支拂う補填率はわずか八〇%である。これは今まで日本の旧法によりまして九〇%であつたのが、八〇%に切下げたおる。そういうふうにして保険会社の安全といふものを手厚く擁護しておきながら、この保険会社が不正行為をなした結果、輸出業者ないしは生産業者がこうむるべき損失に對しては、一般の民、商法の適用に譲つておつて、何ら政府とし

て積極的に業者の保護に任じようとしてはおられない。そういう規定は全然ないのであります。これは今申しましたような、非常に力の強い、また資金力の強い保険会社、特に外国保険会社と輸出業者ないしは生産業者との實際の力関係を考へてみますと、明らかに保険業者保護には、はなはだしく偏したものであると断ぜざるを得ないのであります。輸出信用保険審議會のような組織にいたしましても、従来この種の審議會、委員会は必ずしもつきでありまして、自主性はまったく欠落してあります。結局外国獨占資本のサゼスチョンとか何とかによりまして、左右されるところといふことを考へるならば、自主貿易促進の立場からすると、きわめて危険なものであるといわざるを得ないのであります。

反対理由の第三として、これは先ほど追加質問をいたした問題であります。この法案がかねて一貫して買弁的な性格を持つております吉田内閣の手によつて運用せられるという場合に、これがはなはだしく危険な方向に適用せられるおそれがあるということであり、現に台灣におきまして、治安が非常に不安定であるとはいひますが、實際はもはや当然中共の領土であり、中共の支配するところとならざるを得ない状況におきまして、そういうこともすでに知りながら、その一方、中華人民共和國にあたかもたてをつくような鉄條網であるとかいうような、戦略的な物資を送りつけまして、これに對して外国保険会社、といつても大休相場はきまつておりますが、特定の外国保険会社がこの契約を取結ぶ、これに對して政府がまた再保険する、こ

ういう仕組みになつておる。そういう方面に使われる公算は、きわめて大であると考へるのであります。また先ほどの東南アジアに對するブランド輸出という計画が、すでにこれは日本の側からではない、日本の政府の側からでもない、要するに一つのひもつきでそういう計画が出ておる。これに對してやはりこの法案が一役を買ふといふ予想は、十分にだれが見てもつくわけであり、こういう危険な面をわれわれが考へるならば、少くも吉田内閣の手で、この法案が出されるといふことは、きわめて危険であると考えざるを得ないのであります。

これを要するものに、この法案というものは、その提案の趣旨とまづたぐ逆であります。生産業者、輸出業者の保護にはならない。かえつて今後進出を予想せられる外国保険会社の保護にとどまるものではないか。これでは日本の對外通商の自主性の回復の立場に對しては、むしろ障害をなすものではないか。また特にこの法案の運用によりまして、日本がみずく特定国の戦争挑発者のお先棒をかつぐ。そういう役割を演ぜざるを得ない。これらの点を私は十分に検討いたしました結果、この法案に對しては徹頭徹尾反対せざるを得ない次第であります。

○小金委員長代理 これにて討論は終局いたしました。

引續き採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小金委員長代理 起立多数、よつて本案は可決いたしました。

この際、本案の委員会報告書作成の件についてお諮りいたします。これは

先例によりまして委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小金委員長代理 御異議なしと認めます。委員長に御一任をいただいたものと決します。

午前中はこの程度にとどまして、午後は一時半より再開し、電氣事業会社の米國對日援助見返資金等の借入金担保に關する法律案の審査を進めることといたします。

これにて休憩いたします。

午後零時三十三分休憩

〔休憩後は開會に至らなかつた〕

〔参照〕

輸出信用保険法案（内閣提出）に關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

第七回國會衆議院通商産業委員會
議録第十七号中正誤

頁 段 行 誤 正
二三 二十八 返済 決済

昭和二十五年四月二十一日印刷

昭和二十五年四月二十二日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所